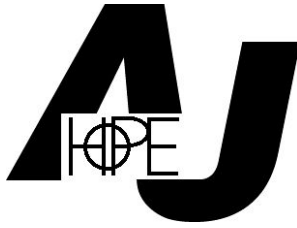


Japanese Welfare Society in Australia



Hope Connection Newsletter No.41

ホープコネクションニュースレター第41号 発行日2007年7月1日 発行者 Hope Connection Inc.
住所/郵便宛先 c/o Migrant Resource Centre, 40 Grattan St. Prahran VIC 3181 電話 (電話相談兼用) 0408-574-824
* Hope Connection Inc. はビクトリア州政府に登録された非営利非宗教の社会福祉団体です *
ホームページ : <http://members.optushome.com.au/hopec> e-mail: hopec@optushome.com.au

ホープコネクションからのご挨拶

昨年冬は殆どの州で降雨量が少なかったのに加え、ヴィクトリア州は今夏、日照り続きで例年にまして水不足が深刻な問題となっています。普段、何気なく使っている水ですが、そのありがたさを再認識し、いかに使用水の再利用ができるかががんばっています。皆さんは節水をどのようにされていますか。

夏時間も終り、日暮れが一挙に早まりましたが、これからは屋外スポーツから、屋内で音楽を聴いたり観劇を楽しむ季節の到来といったところでしょうか。今年のイースター (復活祭) ホリデーは4月6日から4月9日までとなっています。この気持ちの良い秋季を利用して旅行される方もあるかと思いますが、事故の無い楽しい連休をお過ごしください。

また、この時期は特に新しく駐在でこられた方、留学されてこられた学生さんが多いと思います。日本人の間では、オーストラリアは

世界の国々の中でも安全な場所と思われがちですが、安心はできません。楽しいはずの生活が、がっかりする羽目になりませんように十分気をつけて有意義な滞在となることを願っています。

2007年ホープコネクション・カルチャースクール第一弾は、「クライム・ストッパー」で多くの方々が参加してくださいました (概要は本号ニュースレターをご覧ください)。第二弾は、特にこちらに来られたばかりの方のために企画したメルボルンでの生活の知恵セミナー、題して「メルボルン生活情報講座」を開催します。来たばかりは、日本食をどこで手に入れるか、銀行口座はどう開いたらいいのか、病気になったらどうするか、などなど些細なことにも戸惑うものです。当講座は、新来豪者に毎年好評の定番セミナーです。多くの方の参加をお待ちしております。詳細は最後ページをご覧ください。

暴行事件の被害にあって

—その後の対策—

暴行事件の被害にあったAさんが、困難な中、ひとつひとつ問題解決を図り、適切な対応をとられた体験を寄稿してくださいました。参考となる点も多く、本号ニュースレターに掲載させていただきました。

~~~~~

3年以上前のことになりますが、私が暴行事件を受けた際にどんなことをしたのかを記します。

### <<事件1>>

当時住んでいた家で、シェアメイトの恋人に殴る、蹴るなどの暴行を受けました。事件が起こったらすぐに警察を呼ぶべきだったのですが、そのときは動転してしまい、警察の番号(000)も知らなかったために通報しませんでした。

翌日、警察に行き、事件の報告をしました。聴取を受け、いっどこでどんなことがあったのか、どうして起こったのか、どんなことを言われたのか(「殺してやる」などの暴言)、どんな傷ができたのか、病院へは行ったか、等を聞かれました。裁判所でインターベンション・オーダーを申請するように勧められました。警察は、事件について調査すると言ってくれましたが、その後何度催促しても結局は何も進展はありませんでした。そこで、地域のリーガル・エイドに相談に行きました(無料)。ここで、インターベンション・オーダーの申請の仕方等を教えてもらえました。

### < インターベンション・オーダー >

Magistrate's Court の Family Law Office に行き、申請書に記入して提出します。

インターベンション・オーダーを請求できるのは、嫌がらせを受けた人、暴行された、または暴行すると脅された人、個人財産を破壊された、または破壊すると脅された人です。その報告を受けた警察が請求することもできます。訴えを起こす人を compliant と呼びます。

訴えの対象となる人 (defendant) は家族、恋人、その他、となっています。家族、恋人の場合、オーダーの請求者 (compliant) は Victim of Domestic Violence となり、行為の継続性を必ずしも証明する必要はありませんが、defendant がそれ以外の場合には行為が今後も続けて行われる可能性を証明する必要があります。compliant も defendant も、性別や国籍、ビザの種類は問いません。

### < Family Law >

Office で申請書が受理されると、法廷が空いていればその日のうちに1回目の審理が行われます。法廷で治安判事との質疑応答を行い、治安判事が暫定 オーダー (その日から本審理まで有効) を出すかどうかと、本審理の日程を決定します。

私の場合、このときに暫定オーダーは出してもらえませんでした。本審理は1週間後に設定されました。この審理に通訳をつけるよう裁判所に請求することもできます。しかし、申請書

に記入して提出の際に受付で会話できる程度の英語力がある、とみなされるとなかなか通訳をつけてもらえませんでした。私は本審理では証人を呼ぶ予定であること、その証人に通訳が必要であることを説明して本審理での通訳を手配してもらいました。

本審理の前までに警察官によって defendant に書類が渡されます。そのために defendant の氏名、年齢（わからなければ大体でよい）、住所を申請書に記入しておかなくてはなりません。私は defendant の家の住所を知らなかったので、defendant の仕事先を住所として提出しました。

私の場合、最初に設定された本審理の日に法廷に行ってみると、まだ警察から defendant に書類を届けたことが確認できない、ということで審理の日をさらに1週間延期されました。このときに再度、暫定オーダーの請求を試みたところ、承認されてその日から新しく設定された本審理の日まで有効なオーダーを発行してもらうことができました。

新しく設定された本審理の日、今度は defendant にも書類が届いていることが確認できたので審理を行ってもらえました。defendant がこの訴えに異議がある場合にはこの審理に出席するのですが、私の defendant は出席しておらず、判事は私に対してのみ質問を行いました。defendant が出席していれば defendant への質問も行われます。

質問の内容は、いつどこでどんなことが起こったのか、警察には通報したか、どんな被害があったのか、どうして起こったのか、今後も起こる可能性があるのか、それはなぜか、などでした。

この審理で判事が私の訴えを認めてくれてインターベンション・オーダーを発行してもらうことができました。

インターベンション・オーダーでは基本的に defendant が以下の行為を行うことを禁止します。暴行、いやがらせ電話、その他連絡意図的な接近（通常200m）、個人所有物の破壊、上記のことを人に頼んでやらせること。

判事が個々の事情によって内容の変更をすることもあります。私の場合は defendant の職場と私の学校が近かったために接近禁止距離が200mから100mに変更されました。

オーダーの有効期間は通常1年間です。これも判事が考慮の上変更することもあります。インターベンション・オーダー自体は罪ではありません。defendant がこの禁止事項をやぶると罪になり、\$24,000以下の罰金または2年以下の懲役が科せられます。

審理でオーダーの発行が決定されると、その書類が警察から defendant に届けられ、そのときからオーダーが有効になります。compliant は管轄の警察に電話をしてオーダーが有効になっているのかを確認する必要があります。管轄の警察と電話番号はオーダー発行時に裁判所で教えてもらいます。

なお、裁判所では以下の機関に相談をすることができます。

#### Court Network Service

法律上のことではなく、法廷の手続きについて教えてもらえます。次はどこに行ってどんなことをするのか、というような

ことです。

#### Women's Legal Service

女性であればこの機関に相談することも可能です。裁判所内にオフィスがあります。ただし、相手側が先に相談をしている場合は利害の不一致となるので受け付けてもらえません。

#### <事件2>

暴行を受けたあと、住んでいた家をすぐに出たのですが、シェアメイトに「事前に退去の通告がなかった」としてボンドの返還を拒まれただけでなく、その月のレントまで請求されました。

再度リーガル・エイドに相談に行き、リーガル・エイドからシェアメイト宛てに手紙で、私が退去したのは暴行を受けたためであり、事前の通告は不可だったこと、ボンドの返還をすること、レントの請求には応じないことを通告してもらいました。

何度か手紙を出してもらいましたがシェアメイトからは満足のか返事がなかったために、法的手続きをとるよう薦められました。まずは VCA (Victorian Civil and Administrative Tribunal) でシェアメイトへ支払いの命令を出してもらい、その命令に従わなければ裁判を起こすことができるということでした。

#### <VCAT>

VCAT のオフィスで申請用紙に記入して提出しました。複写式になっており、1通はVCATへ、1通は自分、もう1通は相手の分です。相手の分は自分で郵便局から書留郵便で送ります。審議で通訳が必要な場合はこのときに申請できます。

私はこのとき転居先の住所を相手に知られなくなかったので、リーガル・エイドの住所を私の連絡先として使わせてもらいました。

後日、VCAT から自分と相手に郵便で審議の日時の連絡が来ます。私はリーガル・エイドの住所を使わせてもらっていたのでリーガル・エイド経由で連絡をもらいました。

審議には自分と相手が出席できます。私の場合、相手が欠席でしたので、審議官が私だけに質疑応答をしました。

私がその家を退去したのは暴行を受けたからであり、警察にも行き、インターベンション・オーダーも取っていること、事前の通告は不可であったこと、暴行が行われた原因はそのシェアメイトにもあること、等を説明しました。

審議官が私の訴えを認め、シェアメイトに支払いの命令を出してくれました。この命令書は相手、自分に郵便で届きます。命令書には、誰が誰にいくらをいつまでに支払うこと、支払わない場合は裁判所で法的手続きをとる可能性があること、が書かれています。

後日、シェアメイトからボンドの返還があり、裁判にならなくて済みました。

## 性犯罪の被害にあってしまったら

誰もが自分はレイプや、性的な被害などには関わりはないであろうと思うものですが、決してありえない事ではありません。最近ではバーやナイトクラブに出かけた際に、スパイクドリンク(相手の飲み物に薬を入れ、自分もまるで酔っているかのように周囲に思わせ、その後、性的暴行を加えるなど)されるなどのケースも少なくありません。自分で注意するのは勿論ですが、それでも被害にあってしまった時、どのような対応を取るべきか、弁護士、アンドリュー・ラングさんに

## —もしものための知識と情報—

うかがってみました。

~~~~~

質問：レイプの被害にあってしまったら、どのように対処するべきでしょうか？

ラング弁護士：

まず、最初に考えていただきたいのは「起こってしまった事」は、決して自分の責任ではないということです。多くの女性が自分の注意

が甘かったから、自分が親しくし過ぎていたから、もしくは自分から誘ったなど、自分に責任があると考える方は少なくありません。しかし本人達の同意が無い上で行われたセックスはレイプであり、犯罪です。これは必ず警察に申し出なくてはなりません。

加害者側が、知っている人物（例：友人の友人、シェアメイト、ホストファーザー等）か、もしくは全く知らない人物（例：バーで出会った、突然襲われた）かで、どういった対処をするべきかわかる部分がありますが、一番頭に入れていただきたいことは、決してシャワーを浴びないことです。シャワー、もしくはお風呂に入ってしまうことで、起こった事件、そして数々の証拠が言葉のとおり「水に流れて」ってしまうのです。

質問：それではまず知らない人物から暴行を受けた場合はどう対処すべきでしょうか？

ラング弁護士：

恐ろしいことがおこった後で、混乱するのはあたりまえです。それでも自分ができるところまで、記憶していることを書き出してください。日時やどんな人物で、どんな服、起こった場所、どんなことでも覚えていること全て、日本語でも、英語でもかまわないのでメモに残してください。その後自分が信頼できる人に話をし、警察署に向ってください。この時、通訳が必要であれば用意してもらうようにしましょう。警察に事情を説明した後、病院に行きます。場合によっては警察署にそういった設備を備えている所もありますし、そうでない場合は病院へ運ばれ証拠採取が行われます。その後、警察との調査が続きます。一番最初に残したメモも警察に渡し、警察からの連絡を待つようにします。この期間中、安全な場所を探し、自分が被害にあった場所は必ず避けるようにしましょう（加害者が戻ってくる可能性もある）。

質問：では知っている人物から暴行を受けた場合は何が違うのでしょうか？

ラング弁護士：

シャワーを浴びないことや、メモをとること、そして警察に被害届

を出しに行くなどのことは同じですが、この時一番大切なのは自分の身をまず安全な場所に確保することです。自分の住んでいる場所で起こった場合は、まずそこから直ちに出ること。この時、自分の信頼できる人がいけば加害者の知らない場所に連れて行ったもらい、警察署へ向かいましょう。この時、注意しなければならないのが、自分と加害者を両方知っている人には頼まない方がいい場合もあります。その人があなたに起こったことが信じられない場合（加害者がその人物にとって「いい人」である場合など）本人の意志は無くとも事実が曲げられる可能性があるからです（例：「本当にそんな事があったの？」などと言うことで被害者の精神や記憶が曲げられる可能性がある）。ほとんどの友人が加害者と共通である場合や、信頼できる人物がいない場合、覚えていることを全て書き出し、自分で警察に向かいましょう。そして住まいはウーマンズレフュージなどの施設などに留まれるよう手配してもらいましょう（こうした問題の相談機関として、Centre Against Sexual Assault =CASA 1800 806 292 があります）警察に被害届を出した後の流れは基本的には同じですが、調査が終わるまではできるだけ知人との連絡は絶たたほうがいいでしょう。加害者が知っている人物の場合、どんな形でああなたの事情を知られるか分りませんので、注意しましょう。

今ここで話したのは知っておかなければならないポイントのみですが、知らなかったために立件できない場合もあります。自分の身には決して起こってもらいたくないことですが、これらの基本的知識を知っておくことで知り合いや友人を助けることもあるかもしれません。

このようなトピックは第三者に話しにくいのですが、D弁護士から注意すべきポイントが聞けました。本日はありがとうございました。（インタビュー：会員Aさん）

編集部注：類似のトピックとして「ドメスティック・バイオレンス」についての記事がホープコネクションのホームページにありますので、これも併せてご参照ください。

<http://www.members.optushome.com.au/hopec/domesticv.html#deru>

クライム・ストッパーズ

3月に行われたホープコネクション・カルチャースクールでは、ヴィクトリア州警察から Leigh Trinh 氏にお越しいただき、Crime Stoppers の活動についてのお話を伺いました。Crime Stoppers Multilingual Project 設立の立役者の一人である Trinh 氏は、30年前、家族とともにベトナム戦争の戦火を逃れてオーストラリアにきたという経験の持ち主。安全な社会に対する思い入れは人一倍のものがあるようで、家族の安全は地域社会の安全と切り離せないと熱っぽく語りました。そのセミナーをもとに、Crime Stoppers についてご紹介します。

<Crime Stoppers とは>

Crime Stoppers は、犯罪の防止や解決に一般市民からの情報を提供してもらい、警察と市民が協力してより安全な地域社会を作っていく事を目的にしています。具体的には、メディアを通じて未解決事件についての情報を流し、それらについて一般からの匿名での情報を募っています。電話番号は 1800 333 000。通訳が必要であれば、TIS (Translation Interpretation Services) 131450 にかけて、Crime Stoppers Victoria に繋い

電話番号：1800 333 000

でもらって下さい。

<どんなときに Crime Stoppers に電話すれば？>

今日の前で犯罪が行われているのなら、緊急電話 000 あるいは地元の警察署にかけて下さい。（地元の警察署の番号も電話の近くに用意しておきましょう。）

あなた自身が犯罪の被害者であれば、地元の警察に届けて下さい。

Crime Stoppers には、過去に起こった事件についての情報や、これから行われる犯罪計画についての情報などを知らせて下さい。

<重要なのは情報内容で、あなたの身元ではありません。>

通報者の匿名性は、この制度の鍵です。通報は録音もされませんし、逆探知や電話番号表示システムも使っていないので、ご自分で明かさない限り身元が特定される心配はありません。ウェブサイトから情報提供する事もできます。（サイト情報は、文末を参照。）

<通報は本当に役立っているの？>

1987年の設立以来、42万件以上の通報があり、7,500人が32,800件の犯罪で検挙されました。昨年1年間でも約3万件の通報があり、それらが912件の逮捕、3,709件の起訴につながり、410万ドル相当の盗品が回収され、760万ドル相当の薬物が押収されました。

通報後、その通報についての整理番号がもらえるので、後に

その情報が役に立ったかどうか、これも匿名で確認することができます。また、この整理番号で報奨金を匿名で受け取る事もできます。

<更に詳しい情報は>

www.vic.crimestoppers.com.au

ホープコネクションからのお知らせ

ホープコネクション カルチャースクール 『メルボルン生活情報口座』 ようこそメルボルンへ

ホープコネクションでは毎年一回、日本から新しくメルボルンにお越しになった方々のための生活情報講座を開催しています。かつては私たちがいろいろな不安を抱えてメルボルンに移り住んで来た経験をふまえて、こちらでの生活に少しでもスムーズになれて頂くお手伝いができるようにと、たくさんの情報を集めました。衣食住の全般についての情報が満載です。日本との違いに焦点をあててご説明します。皆様のご質問にもきめ細かくお答えさせて頂きたいと思っています。ご家族連れでお気軽どうぞ。

日時： 2007年6月2日（土）午前10時30分～午後0時30分

場所： Ross House

247 Flinders Lane Melbourne 3000

(Swanston St. と Elizabeth St. の間です。Flinders Station から徒歩2分。)

内容： メルボルンの生活に必要な基本的情報

住宅事情、運転／交通機関、教育、医療、銀行／金融機関、通訳サービス etc.

費用： 一人5ドル（コーヒー・紅茶、資料付）

お申し込み・お問い合わせ： 0408-574-824 日本語電話相談（月～金曜日 10時～15時）まで

または、E-mail： hopec@optushome.com.au まで

チャイルド・ケアご希望の方、こんなことが聞きたいとご希望などありましたら、お申し込みの際にお知らせください。会場・資料準備のため事前の申し込みをお願いいたします。当日の午後9時以降、0408-574-824にて当日参加の受付もいたしますが、資料がお渡しできない場合もありますことをあらかじめご了承下さい。

ホープコネクション日本語電話相談のご案内

ホープコネクションでは、96年8月より日本語での電話相談を行っています。生活の中での困りごとのある方、相談相手のない方、悩み事を誰かに聴いてもらいたい方、お電話をいただければ、訓練を受けたボランティアの相談員が一緒に考えます。内容によっては専門家にご紹介もいたします。さらに現在ではマイグランドリソースセンター（移民のための窓口となる公共団体）をはじめとする、オーストラリアのサービス機関とも協力、連携を深め、ネットワークを広げています。電話は匿名で構いません。秘密は厳守致します。（相談は無料ですが、携帯電話を使用しているため、時間単位の通話料金がかかります。）

電話番号： 0408-574-824

受付時間： 月～金曜日 午前10時～午後3時まで

Public Holiday には、電話相談は休止させていただきます。あしからずご了承下さい。

Special Thanks to – 庭野平和財団、Good Neighbours Trust Fund、South Central Region Migrant Resource Centre、Moshi-Moshi ページ Pty Ltd.、メルボルン在住匿名希望の方、Victoria Multicultural Commission、伝言ネット、ユーカリ出版、Education Logistics、JCV、豪日協会、佐川義人、Timothy McDonald、Michal Morris、洋子マーフィー、NEC、メルボルン日本人会、大隈良謙、Sandra Roeg、SBS 日本語放送、天野行哲、加茂前千代、Christine J. Rodan、吉澤通明、山本和儀、Mark Preston、Stacey Steele、鈴木月子、田村真美、村越庸子、Jennie Rice、City of Stonnington、City of Port Phillip、Kiyomi Campbell、ZZZ、日豪プレス、Maria Palmares、嘉志摩江身子、2006日豪交流年、新保道滄、Leigh Trinh（敬称略・順不同）